

所得オーバーだった人に受給の可能性
所得制限額が
大幅アップ。
 児童手当・就学前特例給付



「子どもが生まれたので児童手当の手続きをしたが、

児童手当と就学前特例給付は、所得が一定額以下の人が受給できることになっていて、一年ごとに、所得を調査するよう決められています。
 このため町では、6月30日までに、児童手当と就学前特例給付を受けている人から、所得の状況を確認するための「現況届」を提出していただくことになっています。
 この「現況届」を忘れずと、たとえ所得が一定額以下であっても、手当はストップされますので、忘れずに提出してください。

「現況届」を忘れると手当がストップ

児童手当・就学前特例給付受給者のみなさんへ

参考・平成13年度の児童手当・就学前特例給付所得制限限度額

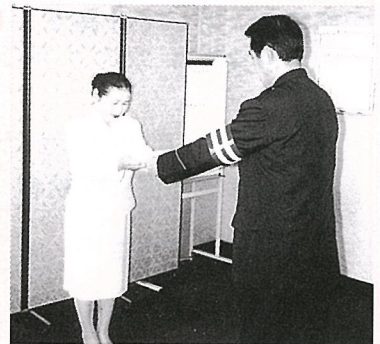
扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
なし	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

老人扶養親族がある場合は、一人につき6万円を加算



所得オーバーといわれ、手当がもらえなかった」

このような経験をお持ちの方は、もう一度手続きをしてみたいかがですか。と申しますのは、このたび児童手当と就学前特例給付の所得制限額が大幅にアップしたからです。手当の支給が決定されれば、手続きをした月の翌月分からももらえるようになります。くわしいことは、保健福祉課にお問い合わせください。



【伊藤さんに感謝状】

4月10日、成東警察署において、犯人逮捕に協力された 北清水新青地区の伊藤 宣子さんに感謝状が贈呈されました。

伊藤さんの自宅である「伊藤商店」には、「子供110番」の看板が設置されており、「変な人がいる」と駆け込んだきた子供を保護するとともに、すばやく110番通報されたことから、犯人を早期に検挙することができました。
 あなたのご近所の『子供110番』の家をおきましと一緒に確認しておきましょう。そして、何かあったらすぐに駆け込むよう、教えてください。